

クーリング・オフの通知は必ず書面で

電話では証拠が残りませんので期間内に必ず書面を出しましょう。

この書面を期間内に発送すれば良く、販売会社に着くのは9日目以降になっても構いません。

※はがきで出す場合は、下記のように記入し、控えとして必ず両面のコピーを取っておき、特定記録郵便、または簡易書留で出します。(郵便局で受付)

クレジット契約の場合には、信販会社にも通知します。

《クーリング・オフ（はがき）の書き方例》

<div style="border: 1px solid red; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
<p>〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇番地 □□□□□会社</p>
<p>〇〇代表者様</p>
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特定記録郵便</p> </div>

《おもて》

契約解除通知	
契約年月日	年 月 日
商品名・役務名	●●●●
契約金額	〇〇〇〇円
販売会社名	□□□□□
担当者名	△△△△
上記日付の契約を解除します。支払った 代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取 って下さい。	
年	月 日
住所	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
氏名	▲ ▲ ▲ ▲

《うら》

クーリング・オフの効果

- ☒ 商品を受け取っている場合、返送費用は業者が負担することになります。
- ☒ 工事等により土地や建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求
できます。
- ☒ 支払った代金は全額、返金してもらえます。